



見逃せない!

さっと、見落としがちな「お知らせ」。
でも大事な情報が詰まっています!見逃さないで!

お知らせ

垂水市民文化祭と秋の産業祭の中止

例年、11月に同時開催している「垂水市民文化祭」と「秋の産業祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本年度は中止となりました。ご理解のほど、よろしくお願ひします。

◎問い合わせ先

【垂水市民文化祭】社会教育課
文化スポーツ係 ☎ 32-7551
【秋の産業祭】水産商工観光課
商工業推進係 ☎ 内線266

さわやかあいさつ運動強調月間

子どもたちの明るく健やかな育成と、地域の信頼関係を深めるために「垂水市さわやかあいさつ運動」に取り組んでいます。「いつでも、どこでも、誰でも」気持ちのよいあいさつで思いやりの溢れる地域社会づくりを目指しましょう。

◎問い合わせ先：社会教育課

社会教育係 ☎ 32-0224

垂水市市民館耐震工事に伴う利用制限

市民館をはじめとする社会教育施設老朽化に伴い、耐震診断および補強工事を順次進めていきます。工事に伴う利用制限にご協力ください。

■工事施設 垂水市市民館

■工事期間

10月中旬～2月下旬(予定)

■利用制限

工事期間は、市民館大ホールの利用は出来ません。(市職員採用試験期間除く)

◎問い合わせ先：社会教育課

社会教育係 ☎ 32-0224

自治公民館建物新築・修理新築・修理補助制度

自治公民館建物の新築・修理に対して、予算の範囲内で補助金の交付制度があります。

■申請について

申請を計画された場合には、事前(着手前)にご相談ください。

◎問い合わせ先：社会教育課

社会教育係 ☎ 32-0224

ハロウィンジャンボ

宝くじ収益金は、市町村の住みよいまちづくりに使われます。

■ハロウィンジャンボ宝くじ

1等 3億円×11本

前後賞各 1億円×22本

■ハロウィンジャンボミニ

1等 1000万円×50本

2等 5万円×2000本

■発売期間

9月23日(水)～10月20日(火)

■抽選日 10月27日(火)

◎問い合わせ先

県市町村振興協会
☎ 099-206-1001

相談

就学教育相談

■対象

①令和3年4月に市内小学校に入学予定の未就学児・保護者

②現在、小・中学校に在籍中の児童生徒・保護者

■開催日時

①9月30日(水)

②10月21日(水)

■時間 午後1時30分～

パブリックコメント、ご意見をお待ちしております!

パブリックコメント制度とは計画や条例など市の政策を作る時に、その内容等を公表し、市民から提出された意見を参考にして意思決定を行う手続です。多くの方からのご意見をお待ちしております。なお、本制度は政策の賛否を問うものではありません。また、集計結果はHP等で公表し、意見提出者への個別回答は行いません。

垂水市強靱化地域計画

■策定の背景・目的

国は、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成26年に国土強靱化計画を策定しました。垂水市においても、これまでの防災・減災対策に関する取り組みを念頭に、今後の強靱化に関する施策を国・県など関係者相互連携のもと、総合的、計画的に推進するために「垂水市強靱化地域計画」を作成いたします。

■募集期間 9月23日(水)～10月23日(金)

■案の公表場所

市役所ロビー、牛根・新城両支所、市HP、担当課

■意見提出方法

直接、郵送、FAX、メール、HP専用フォームで投稿

◎お問い合わせ先

垂水市総務課安心安全係
☎ 0994-32-1097 FAX: 0994-32-6625
メール: 02-1@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

※都合が悪い日がある場合は、申込時にお知らせください。

なお、来年度入学予定の未就学児は基本的に②10月21日に実施予定です。

■場所 垂水市市民館

■相談内容

①養育や教育に関すること

②就学先に関すること

③子どもに関する悩みや不安

■相談員

垂水市教育支援委員3人

(医師、臨床心理士、鹿屋養護学校教諭)

■申込方法

①現在、通っている幼稚園や保育園の園長または担任の先生へ申し込む

②小・中学校の校長または担任の先生へ申し込む

③垂水市教育委員会へ申し込む

■申込期限 9月16日(水)

※来年度、特別支援学校への就学や特別支援学級入級を検討されている場合は、早めに学校・園に相談の上、就学教育相談にも必ず参加をお願いします。

◎問い合わせ先：学校教育課
学校教育係 ☎ 32-7213

第18回

身近な疑問に生活環境課がお答えします!

Q. 野外焼却(野焼き)について教えてください

A 野外焼却は、人の健康や自然環境に深刻な影響を与え、火災を引き起こす危険性も考えられることから**禁止**されています。例外として、農業・林業・漁業でやむをえないものや、軽微なもの(落ち葉焚き、たき火)がありますが、例外でも、近隣住民等からの苦情があった場合は行政指導等の対象となります。

◎お問い合わせ：生活環境課 ☎ 32-1297

野外焼却(野焼き)の禁止
廃棄物の野外焼却は例外を除いて禁止です!
違反者は直罰で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方が科せられます。さらに法人は両罰規定(違反した従業員とともに法人も罰する規定)で1億円以下の罰金が科せられます。